

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）

令和 2 年 11 月 日
練 馬 区

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価書の作成および事業実施にあたっては、環境影響評価書案の内容に対する練馬区民の意見・要望を反映されたい。
- (2) 環境影響評価書案に記載された措置を確実に実施するとともに、事業施行時点における技術進捗などを踏まえた対策を追加で実施して、環境の保全に一層努められたい。
- (3) 工事期間中や工事完了後に寄せられた周辺住民からの意見・要望は真摯に受けとめ、環境保全のために必要な措置を講じられたい。
- (4) 今後、環境に及ぼす影響の新たな要因が確認できた場合は、あらためて環境影響評価の項目に関する調査等を実施し、環境保全のために必要な措置を講じられたい。

2 個別事項

(1) 騒音・振動

- ア 鉄道騒音の高さごとの予測は、下石神井四丁目の一か所のみでしか行っていない。当該沿線に近接する中高層建築物は多数存在していることから、調査・予測地点を増やし、精度の高い高さ方向の評価を実施されたい。
- イ 評価の指標を超える騒音が観測された場合および地域住民から申出等があった場合は、地域住民の意見を聴きながら、必要な箇所において個別の対策を実施されたい。
- ウ 分岐器設置区間、ロングレール化が困難な区間においては、特に重点的な対策を講じられたい。
- エ 仮線区間における振動の評価の指標は「現況値を大きく上回らないこと」としているが、仮線区間の路盤改良や道床の整備を行い、さらなる振動の低減を図られたい。
- オ 深夜に及ぶ夜間工事は、回数を最小にし、低騒音・低振動の工法を採用し、事前に周辺住民への周知の徹底を図られたい。
- カ 駅舎で使用される拡声器や、仮線区間の進入警報機については、音量対策等、適切な運用を図られたい。

(2) 土壌汚染

土壌汚染に関する調査は、上石神井の車庫も含めて事業区間全体で実施し、汚染が判明した場合には、関係法令に則り、適切な措置を講じ、結果を事後調査報告書で報告されたい。

(3) 景観

ア 景観については、駅舎や高架構造物等のデザインに関して、「練馬区都市計画マスタープラン」（全体構想および地域別指針）ならびに「練馬区景観形成基本方針」に配慮されたい。

イ 鉄道や駅はまちのランドマークになるため、高架橋・駅舎部分の外壁および駅舎の形状・意匠の検討においては、地域住民等の意見を聴きながら進められたい。

ウ 鉄道施設による地域景観の変化予測にあたっては、選定した眺望地点の完成予想図(フォトモンタージュ)は線路を挟んだ反対側からも作成されたい。

(4) 環境影響評価に選定されていない項目

大気汚染は環境影響評価の項目として選定されていないが、既存建築物等の解体工事にあたって、吹付け材や配管保温材については、駅施設建築図面以外にも必要な調査を行うこと。また、成形板については、アスベストの含有の有無について事前調査を行い、大気汚染防止法、東京都環境確保条例および練馬区アスベスト飛散防止条例の各種手続について遺漏のないようにされたい。

3 その他の項目

西武新宿線沿線は、小中学校などの区立施設やマンション・戸建てなどの住宅が多いため、工事の施工にあたっては、騒音・振動などの発生を極力抑えられたい。また、歩行者等の安全を図るため、建設機械の使用、工事車両の運行、工事時間、仮設通路のバリアフリー化などに十分留意するとともに、工事内容、時間等を周辺住民、周辺公共施設等に周知するように努められたい。特に、事業区域に近接する学校、保育園、医療施設、高齢者施設、障害者施設等には特段の配慮を願いたい。